

19世紀前半イギリス領インド植民地における 法、主権、間接統治⁽¹⁾

稲垣 春樹

はじめに

近年のイギリス帝国＝植民地史研究において、法に着目する研究動向が高まりを見せている。帝国の法制史・法社会史研究は、イギリス帝国史の一大潮流となりつつある。とくにローレン・ベントンを中心とするグローバルな法制史・法社会史研究は、イギリス帝国諸地域における司法をめぐる諸問題に対する植民地政府および帝国政府の取り組みの中からグローバルな国際法体系が形成されていった様子を説得的に描き出している⁽²⁾。そこで強調されているのは、文明的な国際社会の普遍的規則として19世紀に構築された国際法が、近代ヨーロッパ諸国による植民地支配という歴史性・地域性・特殊性に規定されていたことである⁽³⁾。この研究分野の先駆者であるC・H・アレクサンドロウィッツは、18世紀までの自然主義法学は、万国法の対象である国際社会の一員として非ヨーロッパ諸国を認めており、同盟関係を結ぶ両者を対等とみなしていたが、19世紀に主流となった実証主義法学においては、非ヨーロッパ諸国は国際法が適用される国際社会の一員とはみなされず、外交関係が非対称的な支配＝従属関係を前提とするものへと変化したと論じた⁽⁴⁾。アンソニー・アンジーは、文化史的な観点から19世紀後半の国際法について検討することで、三〇年戦争後にヨーロッパ諸国によって普遍主義的な国際法体制が形成され、西洋世界の拡大に伴って非ヨーロッパ世界へと拡大していったという通説を批判し、植民地主義こそが国際法体系を作ったのであり、そこには植民地支配のための便宜とイデオロギー（オリエンタリズム）が色濃く反映していたと主張した⁽⁵⁾。ジェニファー・ピッツは、18世紀の法学者エメル・ド・ヴァッテルの思想を検討し、その普遍主義的な国際法理論においても非ヨーロッパ諸国に対する非対称的な関係は存在したと指摘する一方で、19世紀に実証主義法学が歴史主義的な議論と共鳴する形で支配的となっていく過程を描き出し、この転換についてのニュアンスに富む記述を提示した⁽⁶⁾。

しかし、現在までの研究は法思想家の言説分析が中心であり、法理論の変化をもたらした植民地政治の実態についての検討が不十分である。本稿は、イギリス領インド植民地を事例として、自然法学の想定するようなインド人君主との対等な外交・協力関係が、実証主義法学が想定する非対称的な支配＝被支配関係へと変化していく過程の歴史的な特徴について検討しようとするものである。

その際、近世近代における「多層的な主権」(layered sovereignty)に関する研究動向が参考になる。近年の国際関係論および国際法研究においては、1648年以降の西洋において、対内的・対外的に排他的な支配権を備えた主権国家が構成する「ウェストファリア体制」が成立したとい

うかつての定説の見直しが進んでいる⁽⁷⁾。歴史学の研究者もまた、各国史の内部で、主権の多層的・複合的・礫岩的な性格を指摘するとともに、そのような多様な政体が織りなす国際関係に関する比較史を進めている⁽⁸⁾。

イギリス領インド植民地期における多層的な主権のあり方を明瞭に示すのは、イギリスとの間で軍事保護同盟 (subsidiary alliance) に入ったインド人独立君主の藩王国 (princely state, native state) に関する研究である。この分野の先駆者であるニコラス・ダークスは、イギリス植民地支配下においてインド在地社会の伝統的な小王 (little kings) は近代的な土地所有者 (landlords) へと変容し、儀礼と下賜によって保持していた実質的な支配権を失ったと指摘したが⁽⁹⁾、つづくマイケル・フィッシャー、バーバラ・ラムサックらの研究においては、イギリスによる間接統治下においてもインド人独立君主が一定の対内的主権を保持していたという側面が強調されるようになってきている⁽¹⁰⁾。近年はこれらの研究を基礎として、イギリス植民地国家が現地勢力と主権を「分有」(share) していたことについての研究が盛んになっている。例えば、前植民地期において主権者として振る舞っていた部族民や海賊は、植民地政府による苛烈な掃討・統合政策の対象となった⁽¹¹⁾。しかし、そのような政策を貫徹することは困難であった。スディプタ・センは、イギリス領インド植民地の間接統治体制においては、イギリス人は一貫した体系的な主権の理論を作り上げることができず、インド人君主の手には「残余の主権」(residual sovereignty) が残されたと指摘した⁽¹²⁾。エリック・ベヴァリも、ハイダラーバードのニザーム藩王国について、それが単なるイギリス植民地政府の傀儡ではなく、対内的な主権を行使し、さらに国際的なムスリム・ネットワークの結節点としても機能する「小主権者 minor sovereign」であったと指摘した⁽¹³⁾。またカルーナ・マンテナは、1830年代から50年代にかけての植民地インド史上の「改革の時代」における介入主義 (現地の慣習を積極的に変更しようとする動き) が、1857～58年のインド大反乱を受けて、現地文化の保存を「アリバイ」とする間接統治政策へと転換したこと、そして国際法理論においても多層的な主権のあり方を基準として主権の概念が形成されていったことを指摘した⁽¹⁴⁾。このように現在の研究史においては、藩王国の主権がイギリス植民地国家の一元的な主権へと絡め取られていくというインド史における通説的理解に対する批判が高まりを見せており、イギリス植民地統治下においてもインド人独立君主国が構成する分権的な政治構造が継続したことが指摘されている。しかしこれまでの藩王国の主権と間接統治についての研究は外交史・思想史の文脈で行われており、植民地政府と藩王との関係について、あるいは特定の法理論家の著作についての理解は進んでいるが、それが在地のインド人の活動とどのような関係にあったのかという政治史・社会史的な理解は進んでいない。

このような研究状況において注目すべきは、複数の司法的権威の間で繰り広げられた管轄権競争 (jurisdictional jockeying) に関する植民地法制史研究である。司法権の行使という形をとって行政が行われた前近代社会において、諸権力は自らの司法権を拡大し維持するための競争を繰り広げた⁽¹⁵⁾。18世紀～19世紀前半のイギリス東インド会社の統治拠点であったボンベイ管区、ベンガル管区、マドラス管区に関しても、前植民地期の多元的な法構造において常に管轄権競争が生

じていたことが明らかにされてきた⁽¹⁶⁾。植民地期における展開は、ラディカ・シンハも指摘するように、イギリスの司法権が在地の司法権に対する優越権を確立していく過程として捉えられる⁽¹⁷⁾。生殺与奪の権を含む刑事管轄権はインドにおける王の正統性の表現であったから、植民地政府は刑事司法権の確立を目指した⁽¹⁸⁾。そして重要なのは、管轄権の対立は民事訴訟においても生じており、それが一部のインド人の主体的な働きかけを契機としていたということである。すなわち彼らは、在地の裁判機構において不利な決定を受けた場合に、新たな裁判のプラットフォームとしてイギリスが設置した裁判所を利用した（法廷地あさり forum shopping）⁽¹⁹⁾。そして管轄権問題は、間接統治体制の展開と密接に関係していた。ローレン・ベントンは、植民地においてイギリス植民地国家が保持しえた主権は不均一で不安定な「擬似的主権」（quasi sovereignty）にすぎなかったと論じたが、そのような一つの典型としてインド藩王国に対する支配のあり方を挙げている⁽²⁰⁾。また19世紀前半インドにおける最大の管轄権問題が生じた1828～29年のボンベイ管区では、裁判所が司法免除特権を持つ在地貴族や独立君主に対して令状を発付したことで、間接統治を進める植民地政府と全面的に対立したが、その際に一部の貴族や君主が裁判所を支持したことは、政府の間接統治政策の根幹を揺るがすものであった⁽²¹⁾。このように、法と管轄権の問題は、インド人の実践という観点から主権と間接統治について考察するための重要な素材を提供している。しかし現在のインド法制史・法社会史研究においては、私法＝家族法の研究が盛んである一方で、管轄権問題と間接統治との関係についての検討はベントンの研究以来進展を見せしておらず、さらなる事例研究が必要である⁽²²⁾。

本稿はこの課題について、イギリス領インド南部マドラス管区を事例として検討する。1640年に建設されたセント・ジョージ要塞を中心とする東インド会社のマドラス政府は、18世紀におけるフランス、マラーター王国、マイソール王国、ニザーム（ハイダラーバード）王国との抗争を経て、18世紀末には広大な内陸地域を直轄領土とした。その領土は残存するニザーム藩王国、マイソール藩王国、トラヴァンコール藩王国などの独立君主の領土と隣接していた。これらの独立君主は、イギリスに対しては従属的な位置にあったが、自国の内部においては徴税権および司法権を柱とする主権を行使する存在であった。本稿が扱う1800年代から1820年代は、マドラス政府が新規獲得領土における徴税と司法制度を確立しようと模索した混乱期であった。徴税制度では、1792年にベンガル管区に永代地代制度（パーマネント・セツルメント）が導入された直後、マドラス管区においても同様の試みが見られた。しかしその後は、時差、地域差を伴いつつ、地片耕作者に直接課税するライヤットワーリー制の導入が進んだ⁽²³⁾。司法制度についても、1802年にベンガル管区にならって徴税官が兼務しない独立のイギリス人判事が構成する司法体系が導入されたが、取扱件数がすぐに限界に達し、手数料が導入されたり、一次は廃止されていたパンチャーヤト（在地の仲裁機関）の再導入が提案されたり、インド人下級判事の導入が決定されたりした⁽²⁴⁾。このように制度変更が相次ぎ、制度の運用に関して多くの未規定の部分が存在したことは、管轄権をめぐる対立の背景として重要である。

本稿で問題となるのは、マドラス管区に存在した東インド会社の会社裁判所（Company's

Court) と、それとは独立に設置された国王裁判所 (King's Court) との間に生じた管轄権問題である。会社裁判所は、インド人裁判官 (Native Commissioners) による第一審、東インド会社の役人が任命されるイギリス人アマチュア地方裁判官による第二、三審 (Zillah Courts, Provincial Courts of Appeal)、マドラス市に位置する首座裁判所 (Sadr Adalat) の四層構造となっていた。会社裁判所においては行政の司法に対する優位が確立しており、首座裁判所の判事は知事と参事会員が兼務した。また、行政の優位は、会社裁判所においてイングランド法ではなく知事と参事会が制定する法令 (regulations) が適用されたことにも現れている。会社裁判所は管区都市外 = 地方 (mofussil) のインド人に対する管轄権を独占していた⁽²⁵⁾。これに対して国王裁判所は、1726年に市裁判所 (Mayor's Court) として設置され、1798年に都市裁判所 (Recorder's Court) に、1801年に最高裁判所 (Supreme Court) に改組された。裁判官は本国の法学院出身の法廷弁護士であり、裁判ではイングランド法が適用された。国王裁判所はマドラス市におけるイギリス人およびインド人と、地方におけるイギリス人の裁判管轄権を有していた⁽²⁶⁾。本国における国王裁判所の上位機関は議会における国王を代理するインド監督庁 (Board of Control) であり、会社裁判所のそれは東インド会社理事会 (Court of Directors) であった。この意味で、インドにおける管轄権競争はイギリスにおける会社と議会の対立を背景としていた⁽²⁷⁾。

マドラスにおいても、ベンガル、ボンベイにおけるのと同様の管轄権問題が見られた。国王裁判所は、会社裁判所の裁定を覆すための上訴審として利用された⁽²⁸⁾。国王裁判所のシェリフによる令状執行は、地方における治安維持を阻害するとして地方行政官に忌避された⁽²⁹⁾。国王裁判所に地方行政官が召喚されることは、会社の地方行政を阻害した⁽³⁰⁾。インド人耕作者は、徴税官事務所の役人に対する不満を国王裁判所に訴え、税金滞納により拘束された際には、国王裁判所に人身保護令状 (writ of habeas corpus) を請求して解放された⁽³¹⁾。そして、それら管轄権問題に関する情報は、イギリスおよびインド諸地域の行政官に共有された。彼らは他の管区において生じた管轄権問題に関する情報を収集し、その解決を本国に要求した⁽³²⁾。管轄権問題は全インド的な関心事であり、時にイギリス本国においても問題とされ、その過程で地方行政官の危機意識が本国の政治家にも共有されていったのである。本稿が扱う事例もまた、このような一連の管轄権問題の一部として位置づけることができる。

本稿の章構成は以下である。第1章では、1806年ヴェロール反乱後のマドラス都市警察改革を取り上げ、軍事・警察を担った世襲役人であるポリガール (poligar) という領袖の警察権を政府が剥奪したことによって生じた政府と国王裁判所の対立を分析することで、都市における主権と管轄権の問題について論じる。第2章では、マドラス在住の独立君主であるアルコットのナワーブ (太守) に対する民事訴訟を取り上げ、国王裁判所の管轄権行使が独立君主としてのナワーブの対内主権を脅かしており、それを保護して間接統治に利用しようとする政府との間に対立を生じていたことを指摘する。第3章では、南インド有数の藩王国であったハイダラーバードのニザーム領内における国王裁判所の管轄権行使を検討し、管轄権問題が東インド会社と藩王国との間の条約関係に支障を来していたことを指摘する。このように、イギリス領内 (管区都市) と藩

王国における主権と管轄権の問題を検討し、管轄権問題が多層的な主権のあり方の変容と実証主義的国际法の出現に与えた影響を考察する。主たる史料として、英国図書館（ロンドン）のインド省文書に収められたマドラス政府の参事会議事録（IOR/P）および本国への通信文（IOR/L/PS）、それらの写しであるインド監督庁史料（IOR/F/4）を利用した。

第1章 1806年ヴェロール反乱後のマドラス市警察改革

まず、管区の中心都市であるマドラス市において、国王裁判所の管轄権が政治的な問題となった顕著な事例として、1806年のヴェロール反乱後のマドラス市警察改革について検討する。マドラス市では、19世紀初頭においても前植民地期から続く多元的な都市構造が継続したことが指摘されている⁽³³⁾。しかし同時に、マドラス政府は、国際的な商業活動を背景として増加した土地取引や人口流入に対する統制を強化していった⁽³⁴⁾。この変化を象徴的に示すのが、都市警察の変化である。18世紀以前のマドラス市の警察機構は、ペダ・ナイクと呼ばれるポリガールの世襲役人によって担われていた。ポリガールはカヴァルと呼ばれる警察権限を有しており、配下のカヴァルガール（cavargar, kávalkár）と呼ばれる役人を通じて軍事・警察活動を行った。ペダ・ナイクは都市住民から一定の貢納を得る代わりに窃盗や略奪が生じた際には被害者の財産を補償するという役割を担っていた。すなわちカヴァルガールは、在地社会の世襲的家職・家産体制を構成する武力集団であった⁽³⁵⁾。このポリガールが担う警察制度に対して、政府とマドラス市の住民とは全く異なる態度を取った。政府はポリガールに依存する警察制度は腐敗の温床であり会社の権威への潜在的な脅威であると認識し、ヨーロッパ人警察官の導入を進めた。これに対して都市住民は、政府への請願書においてヨーロッパ人警察官の側の腐敗をしばしば訴えた。しかし政府は、治安の悪化は伝統的なインド人警察官の腐敗が問題であり、ヨーロッパ人警察の導入により治安状況は改善できるとの態度を崩さなかった⁽³⁶⁾。この警察機構をめぐる対立は、1806年にマドラス近郊の都市ヴェロールにおいてスィパーヒーが反乱を起こしたことをきっかけに大きな問題となった。政府はこの緊急事態を受けて、マドラス市をより強力で一元的な警察力のもとに置く警察改革を試みて、都市のインド人有力者層との対立を生み出した。そしてここにおいて、政府批判の先頭に立ったのが国王裁判所であった。以下ではその過程を検討する。

1804年にマドラス知事に任命されたウィリアム・C・ベンティンクは、着任後すぐにマドラス警察委員会を立ち上げた。警察委員会は、警察力の中心となるポリガールの腐敗のために、もっとも治安の悪化が懸念されるマドラス市トリブリケインの50万人の生命財産を守るのが2人の警吏（constables）と24人の警備員（peons）だけであるという状況を指摘し、警察力を大幅に増強することを提言した⁽³⁷⁾。これを受けて政府は、それまでマドラス市の警察制度の中心となっていたポリガールであるペダ・ナイクを解任し、配下のカヴァルガールに代わって会社政府が派遣するターナダール（thánádár）というインド人警察官を任命した。インド人スィパーヒーによるヴェロール反乱は、スィパーヒーと同様に内なる敵となりうる在地の警察部隊に対する不信感を生み出したのである。警察委員会は、ボンベイ市とマドラス市においてのみ植民地政府による警

察条例の制定と罰金の徴収が認められていないことを指摘して、インドにおいてはイギリスよりもさらに強力に政府に警察権限を集中させるべきであると論じた⁽³⁸⁾。

ベンティンクはマドラス市警察に関する警察委員会の見解に同意し、会社理事会にこれを伝えた。これを受けて理事会は、1807年、それまでカルカッタのベンガル政府が有していたマドラス市・ボンベイ市の治安判事の任命権をマドラス政府・ボンベイ政府に委譲することを決定した⁽³⁹⁾。このマドラス政府の権限強化の核となったのは、新たに警察長官（superintendent of the police）に任命された軍人ウォルター・グラントであった。ベンティンクは、後に改革派の知事として有名になるが、植民地においては臣民の自由よりも治安維持を優先すべきであるという信念を持っていた。たとえば彼は、地方における立法の主導権は徴税官と治安判事が握るべきであり、会社裁判所の判事はそれを補佐する役割を担うにとどまるべきであるとして、行政権に司法権を優越させる議論をしていた。そして都市の統治についても、知事の立法権は地方だけでなくマドラス市においても行使できるべきであるとして、都市行政への政府の介入強化を目指していた⁽⁴⁰⁾。

しかしこのような警察制度の改革は、マドラス市のインド人都市住民の反発を生んだ。ポリガールやインド人有力商人であるドゥバシ（dubási）らは、政府の警察改革を批判する請願書を提出した。この請願書は、都市住民の政府批判が直接表現されたものとして注目に値する。請願書の焦点は新規に導入されたターナダールが都市の警察機構として役に立っていないことを明確に指摘するものであった。それによると、ターナダールが導入される以前には、殺人や強盗が発生した区域の住民はその区域を担当するカヴァルガールに訴えるのが通例であった。カヴァルガールは地域の事情をよく知っており、その犯人が街区の住民か近隣村落の住民であるかを判断して拘束し、証人とともにその身柄を当局（Circar, sarkar）に引き渡していた。このようにしてカヴァルガールは財産を保護し、住民をトラブルに巻き込むことはなかった。しかし「閣下と参事会は巨額の費用を投じて地方裁判所とターナダールを導入したが、それから我々は以前のように安全を享受していない」。それどころか、ターナダールはしばしば間違った犯人を拘束している。このように、請願書は政府が新たに導入した警察制度を批判した。さらにこの請願書には、住民税（assessment tax）の軽減、売買証書の変更の取り消し、酒税やたばこ税などの廃止や軽減、手数料の違法な取り立ての禁止、塩価格の引き下げ、宗教施設に対する寄進などに関する要望が書き加えられていた。すなわちマドラスの都市住民は政府による都市行政全般に対する批判を展開したのであった。この請願書にはポリガールやドゥバシら1,040人が署名していた⁽⁴¹⁾。この請願書は、インド人による政府批判が活発に行われていたことを示すものとして重要である。プリムスが指摘するように、政府への請願は、支配者と被支配者が直接に交渉を持ち、被支配者の承認が支配者の正当性を担保するという植民地化以前の政治文化を反映した行為であった⁽⁴²⁾。しかしこのような前植民地期的な直接交渉を前提とする全般的な政府批判は、植民地政府にとっては統治の正当性そのものを否定する脅威として映ったのであった。

そしてここで、ポリガールらとともに植民地政府批判の先頭に立ったのが国王裁判所であっ

た。警察長官グラントは、新しい警察システムに対する反対があらゆる方法で行われていること、そして特にポリガールが、自身の役割の喪失を恐れて国王裁判所の判事ヘンリー・グウィリムに援助を求めていることを報告している⁽⁴³⁾。判事グウィリムは、このようなポリガールの支持に後押しされる形で、文民警察のトップに軍人を据えるという政府の決定を厳しく批判し、その先頭に立つ警察長官グラントを非難した。グウィリムの批判を受けてグラントは辞職したが、その際に彼はベンティンクに宛てて以下のように指摘している。曰く、国王裁判所が略式手続きを否定していることは騒擾を助長している。政府の権威に対する民衆のあざけりは日に日に大きくなっており、あらゆる権威に対する不服従と侮蔑の感情が蔓延している⁽⁴⁴⁾。このような事態を受けて、ベンティンクは強い表現で判事を非難した。曰く、「サー・ヘンリー・グウィリムがするように、『人間の権利』を説いたり、民衆の意見に服したりするのは我々のすべきことではない。それはイギリスでは称賛されるべきだが、ここにそれを導入するのは完全なる狂気である」⁽⁴⁵⁾。グラントとベンティンクの発言からは、植民地の治安維持はイギリスとは異なる基準で厳しく行われるべきであると政府行政官が考えていたことがわかる。

さらに、このようなインド人住民と判事グウィリムによる政府批判に、マドラス市のイギリス人商人層も同調した。グウィリムによる警察を批判する説示（charge）に応じて、マドラス市のイギリス人有力者で構成される大陪審は告発（presentment）の中で、軍人が指揮する現在の警察制度はインドでの慣行にもイギリスの法にも反するとの意見を表明した⁽⁴⁶⁾。これに対してベンティンクは、マドラス市の主要な出版社に対して、すべての出版物は政府の事前検閲を受けることを義務づけた⁽⁴⁷⁾。これはさらなる反発を生んだ。もともとマドラス市において政府に批判的だった法律家で出版者でもあったチャールズ・マーシュは、問題のある用語について具体的に指摘するよう政府にかみついた⁽⁴⁸⁾。市の有力商人ウィリアム・アボットやリチャード・メイトランドもまた、当時大きな論争となっていたアルコットのナワーブの債権詐欺事件と警察批判とをリンクさせ、政府を糾弾した⁽⁴⁹⁾。その後、マドラス市では1812年に10の警察条例が制定され、イギリス人警察長官を中心とする包括的な警察組織への移行が行われた⁽⁵⁰⁾。しかし旧来の警察制度への回帰を求める声はその後も存在した⁽⁵¹⁾。

このように、まず植民地政府は、都市と都市郊外における治安上の不安から、現地人有力者ではなくヨーロッパ人を中心とする警察機構への改革の必要性を認識した。これは、従来の警察権限を奪われることになるインド人のみならず、イギリス人都市住民の間にも、植民地政府による都市行政全般に対する介入への反発を生んだ。そしてそのような抵抗のよりどころとなったのが国王裁判所であった。いわば国王裁判所は管区都市における急進主義運動の中心となっていたのである。

また、以上の過程において、植民地政府が警察（ポリス）という言葉都市住民の用法とは異なる意味で用い始めたことも興味深い。請願を提出したマドラス市のインド人は、ポリスという言葉、市政全般を指し示すものとして用いて、都市行政に用いられる各種税金や市場や寺院など公共施設の管理などに対する東インド会社政府の全般的な介入を批判した。しかしマドラス

政府は、警察改革を犯罪の抑制と取り締まり、およびそれを提供することで維持される政府の権威という狭い意味で考えていた。同様の傾向は、同時期のボンベイ市における警察改革においてもみられた⁽⁵²⁾。すなわち、貿易拠点としての18世紀港市において都市行政全般を指し示すものであったボリスという言葉は、都市の治安維持と支配の権威を第一の関心事とする植民地政府の介入の強化によって、その意味を変化させたのである。

このようなマドラス政府の危機感の背景には、ヴェロール反乱直後の混乱期において、国王裁判所が地方の治安維持に実際に悪影響を及ぼしているという懸念が存在した。問題となったのは、政府に対する反乱を扇動したとして拘束されていたクルーレイア（あるいはクルー・ブラミニ）という男を解放するために、判事グウィリムが人身保護令状の発付を教唆したのではないかという疑惑であった⁽⁵³⁾。このクルーレイアはバラモンで、マイソール王国においてアーミルダール（県知事 *âmidar*）であった男で、セリングパタン（シュリーランガパッタナ）で横領と暴行の罪で解雇されたのちにマイソールからマドラスへと渡り、反社会的な組織化と資金調達をたくらんだという⁽⁵⁴⁾。この件の真偽は不明であるが、この件ののちにマドラス政府は枢密院への請願を考え始めていることから、グウィリムの言動と国王裁判所の権限がマドラス管区およびニザーム藩王国の治安を悪化させることを政府が懸念していたことがわかる。このような事態を受けてインド監督庁書記G・ホルフォードが植民地相カースルレー卿に宛てた覚書には、イギリス本国の政治家に共有された危機意識が以下のように表現されている。曰く、グウィリムの政府批判がインドにおいて問題であるのは、イギリス人が「その国の人々に影響を与えるだけの人数も、人々をコントロールするだけの物理的な力も持っておらず、同時に彼らの愛着を勝ち取るのに必要な程度に彼らのやり方や慣習や思い込みに同化することもできていない」からである⁽⁵⁵⁾。また会社理事会の理事長であるチャールズ・グラントとジョナサン・バリーは、インドにおけるイギリス政府の権威と尊敬を保持する必要があるがこれほどまでに高まったことはいまだかつてなかったとして、裁判所が政府の行動を批判して貶めている現状に強い不満と警戒感を示した。そして彼らは、知事ベンティンクがヴェロール反乱の責任をとって本国に呼び戻されていたことが、判事の勝利を意味するものであるとインド人に解釈されることを懸念した⁽⁵⁶⁾。グウィリムの言動は、地方の治安維持を脅かすものとして、いまやマドラス管区を超えて本国の政界においても重要な問題として認識され始めたのである。

このように、国王裁判所の管轄権問題は、裁判管轄権をめぐる司法の問題である以上に、植民地政府の正当性をめぐる政治的な問題であった。そのような裁判所の政治介入がマドラス政府の間接統治政策を直接に阻害した事例が、次章以下でみる、国王裁判所の管轄権行使が独立君主の法的地位と主権を侵害したとして問題となった諸事件であった。

第2章 アルコットのナワープの負債と国王裁判所の管轄権行使

国王裁判所の管轄権問題が、独立君主の対内的な主権を認めつつ、その内政に対する実質的な統制をおこなうという間接統治政策の困難を浮き彫りにしたのが、1801年の同盟によってイギ

リス政府に首位権を委譲したマドラス市在住のアルコットのナワーブ（カルナータカのナワーブ）の事例である。問題となったのは、多額の負債を抱えるナワーブからの債務の取り立てに国王裁判所の訴訟が利用され、ナワーブの主権者としての地位と名誉が法廷において論争的になったことであった。アルコットはもともとムガル帝国の後継国家として権勢を誇ったムスリム君主国であったが、18世紀には英仏の植民地戦争と絡み合う形で戦われた一連のカーナティック戦争によって多額の負債を負った。先代のナワーブが急死した1801年には、イギリスが新ナワーブを担ぎ出し、同盟条約によってすべての土地を接収した。ナワーブは年金生活者としてイギリスの保護下に入り、独立君主として「諸権利、人身、財産の保護」と「イギリス政府の同盟者としての地位」にふさわしい取り扱いを約束された⁽⁵⁷⁾。しかしこのような経緯で擁立されたナワーブの正統性を認めない家臣も多く、内乱に陥る危険は常に存在した。特にアルコット南部のヒンドゥー軍事貴族層との関係は緊張状態にあった⁽⁵⁸⁾。またナワーブは1763年にマドラス市のセント・ジョージ要塞に近いインド人居住区であるトリプリケインのチェパウク宮殿に2万人の従者を連れて移住したが、トリプリケインはマドラス市の最も治安の悪い地域の一つであったから、ナワーブが臣下の行動を統制できるかどうかはマドラス市の治安維持の観点からも重要であった⁽⁵⁹⁾。そして多くの研究者が指摘するように、ナワーブの負債はマドラス市において儲かる投資の対象となっていた⁽⁶⁰⁾。特にマドラス政府の会社従業員、私商人、インド人大商人らは、その債権を多く所有し、その円滑な返済のためにナワーブの統治を積極的に支援した。それを象徴的に示すのが、マドラス政府がカルナータカに隣接するタンジョール（タンジャーヴール）のナワーブの領地を征服し、それをアルコットのナワーブに譲渡した出来事であった⁽⁶¹⁾。しかしジム・フィリップが指摘するように、1770年代まではナワーブの統治を支援していた債権者は、次第に批判的な態度をとるようになり、債務の管理にイギリス政府の積極的な介入を要求するようになっていった⁽⁶²⁾。そして、それら債権者は、政府への働きかけと同時に、国王裁判所を債権の回収に用い始めたのである。

ナワーブおよびナワーブの親族を相手取った訴訟は、ナワーブが国王裁判所の管轄権内であるマドラス市に居住していたことから可能となった。それは債権回収訴訟の形を取っていたが、上記の経過からもあきらかなように、実際はナワーブとその後ろ盾である東インド会社に反感を持つものが起こした反政府運動としての側面を持っていた。知事ベンティンクは、「継承に批判的な一族の一部の人々が、数多くの機会をとらえてナワーブに対する訴訟を起こすことを防ぐことは不可能であった。それはとりわけナワーブの公的な位階を貶めるものであり、また個人的な感情を害するものであった」と述べている⁽⁶³⁾。ナワーブ自身も、国王裁判所において頻繁に訴訟が起こされることに不快感を示した。曰く、「私はイスラム法以外のどんな法律にも縛られない。インドにおけるイギリス帝国に対する私の政治的な関係は、いかなる形・度合いにおいても、イングランドの国内法（municipal law）における有責性を生じさせない。私の家族、王室、臣下の者もまた同様である」⁽⁶⁴⁾。

このような事態は東インド会社にとって問題であった。会社の保護下に入っても主権が保護さ

れないとなれば、それは首位権者・宗主国としての会社の権威を損なう事態であったからである。実際、ナワーブに対する国王裁判所の管轄権が争われた初期の事件（1802年）を東インド会社理事会に報告したマドラス政府は、「カルナータカの会社への割譲は……ナワーブの主権者としての権利の維持と密接不可分であり、ムスリム君主の通念上、その権利が侵害されることは、インド諸国においては条約の公的な信用（the public faith of the treaties）を損なうことと同義である」と指摘した⁽⁶⁵⁾。ここには、間接統治政策の要である条約に基づく保護化という方針に対して、国王裁判所の管轄権行使が根本的な問題を突きつけるものであったことが示されている。

そして重要なのは、国王裁判所がナワーブの政治的正統性それ自体を裁定する場として政治的に利用されたことである。たとえば1803年にナワーブの叔父が借金のためヒンドゥー商人に訴えられた事件においては、そもそもナワーブが司法免除特権を有する独立主権君主（independent sovereign prince）であるかどうか、ということが法廷で争われた。裁判において被告側は、ナワーブは独立主権君主であり、本人とその親族は自身らを外交官としてマドラス市に派遣しているとみなしうから、独立主権君主の外交特権として司法免除されるため、国王裁判所の管轄権には服さないと主張した。これに対して、原告側は、ナワーブは独立君主ではあるが独立主権君主ではない。なぜなら前ナワーブとは違って現ナワーブはイギリスによってしか認められていないから、あるいは、ただ一人の主権者はデリーのムガル皇帝であるから、など、様々な論点を挙げてナワーブの司法免除特権を否定しようとした⁽⁶⁶⁾。

このような事例のうち、その後の判例として重要となる判決が1810年に出された。それは、アルコットのナワーブが敵対する親族をチェパウク宮殿に拘束した際に、ナワーブの軍指揮官であったトマス・モニスに対して人身保護令状が発付された事件であった。この事例において、当初原告側はナワーブ自身に対する人身保護令状の発付を求めていた。その際に原告の代理人は、現ナワーブは真のナワーブではない僭称者であるから司法免除は与えられないとして、裁判所に令状の発付を要請した。しかしこの請求は問題の政治的な重大性に衝撃を受けた判事によって棄却され、ナワーブ自身ではなく、訴えを起こした親族を拘束した軍司令官モニスに対して人身保護令状が発付されたのであった。すなわち事件は当初からナワーブの正統性をめぐって争われた。法廷においてナワーブ側は、そもそも国王裁判所はナワーブの親族に対する管轄権を有さないし、イスラム教徒の家父長に認められている親族への保護監督権が問題となっているのであるから、拘束は正当なものであり、家族法において被告側の宗教法に従うと規定されている国王裁判所はこれについて介入はできないと主張した。これに対して判事は、チェパウク宮殿はマドラス市の中にあるから拘束された親族は国王裁判所の保護下にあり、それらの親族はナワーブの保護監督権が及ぶ直接の血族関係にはない独立した存在であるから即座に解放されるべきであるという判決を下した⁽⁶⁷⁾。

この判決後も、ナワーブの独立主権君主としての地位は国王裁判所において問題とされつづけた。トマス・モニスに対する人身保護令状が問題となったのと同じ1810年、ナワーブは前ナワーブの寡婦によって暴行容疑で訴えられた。ナワーブの代理人となったマドラス政府の法律顧問

問は、ナワーブは司法免除特権を有するから国王裁判所の管轄権外であると主張した。これに対して法廷は、1792年のコーンウォリスとナワーブとの条約、1801年条約など7点の外交文書を証拠として検討することを決めた。結局、判事はナワーブの独立主権君主としての地位を認め、ナワーブはマドラス市に自身を外交官として派遣しているという法的解釈に基づいて、国王裁判所はナワーブに対する管轄権を持たないという判断を示した⁽⁶⁸⁾。

このように、国王裁判所においてはナワーブに対する訴訟が多数起こされ、イギリスと同盟した独立君主の主権の有無とその内容について、国王裁判所による判断が示されていった。それらの訴訟においては、判事が政府と独立君主の外交的な取り決めの無効を宣言する可能性があったから、政府はこのような事例に危機感を募らせた。重要だったのは、一つの事件においてナワーブの地位がどのように判断されるかよりも、むしろナワーブの政治的な地位とそれを保障する東インド会社とナワーブとの同盟関係という高度に政治的な事柄が、政府の独占的な決定権を離れて、裁判所によって決定されてしまう可能性があったということである。この意味で、独立君主の地位をめぐる裁判事例は、カール・シュミットが指摘するところの、政治的な決定権を独占するという意味での東インド会社の主権が問題とされた事例であったといえる⁽⁶⁹⁾。

ただし東インド会社は、ナワーブの司法免除特権を無条件に認めていたわけではなかった。それは、ナワーブあるいはその親族自身の行動にも問題があると考えていたからであった。特に問題となったのは、ナワーブがチャパウク宮殿の中に独自に設置していた、イスラム法学者（ムフティー *mufti*）が取り仕切るナワーブの法廷（*mohkuma, mahkama*）であった。1825年、ランガスワミ・ピッライというナワーブの臣下が横領の罪で拘束され、ナワーブの法廷においてムフティーの有罪判決を受けて投獄されるという事態が生じた。ピッライはナワーブの法廷において不当監禁を命じたとして、ムフティーを国王裁判所に訴えた。この際ナワーブは、ムフティーが司法免除特権を持つリストに名前のある人物であり、国王裁判所の管轄権外であると政府に訴えた。しかしマドラス政府は、ナワーブの裁判所によって家臣を裁くという慣習は国王裁判所の管轄権を否定するものではなく、ナワーブの法廷が存在する限り同様の事態が発生し、ナワーブや免除を認められた親族が国王裁判所に召喚される事態が生じるだろうとして、ナワーブに独自の法廷を廃止するよう求めたのである⁽⁷⁰⁾。このようにマドラス政府は、ナワーブの側の行動が国王裁判所による管轄権の主張に正当性を与える事態をいかに防ぐかという問題にも直面していたのである。

とくにマドラス政府にはナワーブおよび親族の負債の返済を保障するという役割が期待されていたから、司法免除特権の濫用は警戒された⁽⁷¹⁾。実際、ナワーブの親族として司法免除特権を認められることは借金の取り立てから逃れられることを意味していたから、それを積極的に利用しようとする親族も存在した。例えば1832年には、シュージュット・ジュングというナワーブの親族を名乗る者が、国王裁判所において係争中の債務不履行の訴訟をナワーブの法廷に移管してほしい旨を政府に請願した。政府はジュングが司法免除特権を有しないことを指摘して請願を棄却した⁽⁷²⁾。また1856年には、ナワーブのもとに派遣されていた政務官（Agent）であるラッセル

大佐によって、ナワーブの親族が司法免除特権を振りかざして不名誉なやり方で借金を重ねていることが指摘され、男性親族には司法免除特権が与えられるべきではないとの提案が行われた⁽⁷³⁾。このような「腐敗」に対してどのように対応するのかはマドラス政府にとって難しい問題であり、結局、政府はその君主が独立主権君主として司法免除特権を与えられるかどうかを個別に検討するしかなかった⁽⁷⁴⁾。それは、政府が独占的な管轄権を有するはずの独立君主国との外交問題が、常に司法権の介入によって脅かされる可能性があることを示していた。

このように、マドラス市内に住むナワーブの独立君主としての地位は、国王裁判所によって常に脅かされていた。第1章と同様、在地の有力者の影響力を用いて間接統治を進めようとする政府の意図は、国王裁判所の存在によって妨害されたのである。

第3章 政府と独立君主の外交関係と裁判所の司法手続き

最後に、国王裁判所の管轄権問題がマドラス政府と藩王国の外交関係に悪影響を与えることが懸念されたニザーム藩王国の事例をみる。南インド最大のムスリム君主であったハイダラーバードのニザームは、18世紀後半に東インド会社と幾度か条約を結び、軍事保護同盟の関係となった。それらの規定により、ニザームは自国内に駐屯するイギリス軍の維持費を負担する一方で、司法管轄権を含む対内主権を保持する独立君主としての地位を維持した。東インド会社は、ニザームとの連絡係としてベンガル政府のインド総督に直属する政務官（Residents）を通じて内政干渉を強めたが、ニザームは巧みな交渉によって自律的な政策を推進した⁽⁷⁵⁾。ニザーム藩王国に対するイギリス支配の拠点は、イギリスの軍事保護同盟軍（subsidiary force）が駐留するハイダラーバード近郊の駐屯地シカンダラーバードであった⁽⁷⁶⁾。ジェームズ・ハイツマンが指摘するように、駐屯地は征服に伴う専制的領域支配の要であったから、植民地政府はその維持管理に特別に配慮した⁽⁷⁷⁾。ニザーム領内に駐屯するイギリス軍関係者の刑事裁判権は、駐屯地に設置された軍事裁判所（court-martial）が保有した⁽⁷⁸⁾。しかしながら、軍事裁判所に訴えられたインド人従軍民間人がその裁判権から逃れるために国王裁判所を利用したことで、政治的な問題が生じた。国王裁判所はイングランド国内法であるコモン・ローを適用したから、それはイギリスの国内主権をニザーム領内に及ぼす行為であり、東インド会社がニザームと結んだ条約に違反してニザームの主権を侵害するものであった。東インド会社の行政官は、そのような事態は軍事保護同盟を通じた間接統治に悪影響を及ぼすとして懸念した。以下ではその過程をみる。

1818年、シカンダラーバードでは兵站部（Commissariat）の主席書記官（head writer）であったスリーナヴァス・ラーオという男の汚職事件が問題となっていた。ハイダラーバードの北方約4マイルに位置するシカンダラーバードは、東インド会社が軍事保護同盟によって平時にも軍の駐留を認められたことに伴って1806年に建設された新しい駐屯地で、およそ5千人の軍隊と数千人のインド人民間人が居住していた。ニザームとの条約は駐屯地に輸入される物資を非課税と取り決めていたから、インド人商人や銀行家が一般市場（General Bazar）で行う経済活動は急速に拡大し、駐屯地および隣接するハイダラーバードへも物資を供給した⁽⁷⁹⁾。このような駐屯地に独

特の社会経済構造の中であって、兵站部の要職にあったスリーナヴァス・ラーオには自らの利益を上げる大きな余地があった。駐屯地の経済は兵站部の活動に大きく左右されていたため、スリーナヴァス・ラーオは、駐屯地の商人たちへの統制を強め駐屯地における取引を実質的に独占することができた。また彼は、近隣の一つの村を貸借し、そこからの地代の上前を徴収し、スイパーヒーを雇って、住民への抑圧的・暴力的な支配を強めていた。そして彼は、そのようにして得た巨額の資金をニザーム配下の軍事貴族（スーバダール *subahdār*）ラージャ・ラーオ・ランバに貸し付けていた。これは、東インド会社の従業員にニザーム領内のインド人貴族との接触を禁止したニザームとの条約の内容に反する行為であった⁽⁸⁰⁾。ラージャ・ラーオ・ランバはニザームに長く仕えた古参の軍事貴族であったが、1806年には陰謀によりマドラス政府への反抗を企てたこともあった人物であった⁽⁸¹⁾。マイケル・フィッシャーが示すように、ニザームは臣下が会社関係者と独自交渉することに激しく反発し、しばしば政治的な対立を引き起こしていた⁽⁸²⁾。スリーナヴァス・ラーオの行動は、独立君主国の家臣である有力貴族の造反を誘発し、ニザーム藩王国の内政および対英関係を不安定化させるものであったと言える。このようなスリーナヴァス・ラーオの横暴について、ニザームは政務官を通じて東インド会社に不満を伝え、対応を求めた⁽⁸³⁾。スリーナヴァス・ラーオの問題は、現地人役人の腐敗という問題を超えて、ニザーム藩王国とマドラス政府の外交問題に発展しつつあったのである。事態の収束を図る政務官ヘンリー・ラッセルは事件の調査を命じ、スリーナヴァス・ラーオは拘束された⁽⁸⁴⁾。

しかし翌1819年、スリーナヴァス・ラーオは国王裁判所に人身保護令状の発付を求めて認められ、裁判所の役人によって解放された⁽⁸⁵⁾。スリーナヴァス・ラーオは当時の兵站部長官W・モリソンにあてた手紙の中で、「もしも政務官とシカンダラーバードの指揮官が正当に私を拘禁したのだとしたら、彼らはなぜ裁判所に対して私に対する罪状と取り調べの詳細を説明しないのでしょうか。閣下、このことが、私の潔白を証明し、ラッセル氏の偽の告発によって私の上司たちの心に浮かんだすべての疑念を晴らすことになることを期待しています」と述べ、国王裁判所における裁判を忌避するラッセルらを批判した⁽⁸⁶⁾。その後、スリーナヴァス・ラーオは政務官による抑圧と不当監禁を訴えて国王裁判所において複数の訴訟を起こした⁽⁸⁷⁾。

この事態を憂慮したベンガル総督ヘイスティングズ侯爵は、イギリスの会社理事会に対策を求めた。曰く、「諸国民の法（the laws of nations）や独立の主権を有する君主の諸権利を侵害したり、数々の取り返しのつかない失敗・侮辱によって我々[東インド会社]の法廷が貶められたりすること」は立法の主旨に反する⁽⁸⁸⁾。イギリスと同盟した場合に国王裁判所の管轄権のもとに置かれるとすれば、インド人独立君主は同盟関係を結ぶことを躊躇するであろう。そのようなことであったならばマラーター王国のペーシュワーやニザームはイギリスと同盟しなかったであろうし、今回の件でニザームの主権が侵害されれば、現在同盟を結んでいるシンディア、ホールカル、ナグプルのラージャらの心証を害するであろう。このような主権侵害は「戦争という害悪・惨禍」を招く⁽⁸⁹⁾。このようにスリーナヴァス・ラーオの事件では、外国に駐留するイギリス軍の従軍民間人による犯罪の裁判権をめぐる、軍事裁判所と国王裁判所との間に管轄権問題が

生じたのであった。そしてそれは、間接統治を目指す東インド会社の外交的な構想を妨害したのであった。

東インド会社にとって今ひとつ問題だったのは、このような間接統治を阻害する管轄権問題が他にも生じており、それが国王裁判所において先例として扱われはじめたことであった。この点は、同じくシカンダラーバードで起こった貨幣偽造事件が示している。これはシカンダラーバードに駐屯するイギリス軍のインド人兵士が貨幣を偽造したという事件である⁽⁹⁰⁾。これについて、政務官ラッセルから報告を受けたベンガル政府が法律顧問 (advocate general) に照会したところ、法律顧問は、従軍民間人に対する軍事裁判所の管轄権を定めた1810年法令第20号について、スミス対ゴア (1811年)⁽⁹¹⁾、ジャナルダナー・ポイ対東インド会社・マンロー大佐 (1816年)⁽⁹²⁾らにおける国王裁判所の決定を引きつつ、国王裁判所はこの貨幣偽造事件においても管轄権を有するという判断を示したのである。ラッセルは、通常は軍事裁判に服するものと決まっている外国駐留中の兵士が仮に国王裁判所の管轄権下に置かれるとしたら、犯罪者を裁判にかけることが実質的に不可能になると懸念を示した⁽⁹³⁾。ベンガル政府はそのような不都合を避けるべく、独立君主国に駐屯するイギリス軍属のインド人を軍事裁判にかけるとの新たな法令の制定を命じた⁽⁹⁴⁾。マドラス管区においても、駐屯地の従軍民間人に対して軍事裁判所が管轄権を持つことを明示する1821年マドラス法令第6号が發布された⁽⁹⁵⁾。しかし東インド会社の法令は国王裁判所の活動を直接に拘束するものではなかったから、その後も管轄権問題は継続的に発生した。

そのような状況において、スリーナヴァス・ラーオの事例もまた、ニザーム王国を超えて参照される判例となっていった。1819年、中央インドを支配する独立君主であるナグプル・ラージャの領内において、あるイギリス人の遺産管財人 (administrator) が債権回収のためジェームズ・ファヴェルというナグプルの駐屯地にいるイギリス人を国王裁判所に訴えた。政府はイギリスと同盟関係にある独立君主領内において国王裁判所が管轄権を行使できるかどうかを法律顧問に照会したが、ここでは法律顧問は、スミス対ゴア大佐、ジャナルダナー・ポイ対東インド会社・マンロー大佐に加えてスリーナヴァス・ラーオについての国王裁判所の判断に言及し、国王裁判所はファヴェルに対する管轄権を有するという回答を提示した⁽⁹⁶⁾。ここからは、独立君主国領内について国王裁判所が治外法権を有するという判断が判例化しつつあったこと、そしてそれをベンガル政府が懸念していたことが見て取れる。判例の解釈と適用は法廷における裁判官に大きな裁量を与えたものであったから、政治的な問題に対する裁判所の介入を嫌う政府にとっては忌避すべきものであった⁽⁹⁷⁾。ハイダラーバードの事例は、イギリス領インドにおいて国王裁判所が独自に判例を形成し始めるような事態が生じていたことを示している。

その後もシカンダラーバードにおいては東インド会社の管轄権を逃れるために国王裁判所を利用する事例があいついだ。例えば1835年には、貨幣を偽造した罪で兵站部のインド人従軍民間人が逮捕されたが、バンガロール (Bangalore) で開かれる軍事裁判にかけられる直前に国王裁判所が人身保護令状を発付したことで、軍事裁判に支障を来した⁽⁹⁸⁾。これらの事例は、国王裁判所の管轄権問題が、イギリス植民地国家と藩王国との軍事保護同盟の取り決めに阻害する未解決

の問題として存在し続けたことを示している。

おわりに

本稿は、イギリス領インドにおける多層的な主権のあり方の変容について考察するために、19世紀前半のマドラス政府と国王裁判所の管轄権対立と間接統治との関係を分析した。その結果、都市警察から軍事保護同盟にいたる様々なレベルにおいて、東インド会社が推進した間接統治政策が管轄権問題によって妨害されていたことが明らかになった。ヴェロール反乱後のマドラス都市警察改革の事例では、国王裁判所の管轄権問題が、在地の警察機構の権限削減というマドラス政府の政策を阻害していたことを指摘した。アルコットのナワーブの事例では、インド人独立君主の法的権威を保護することで間接統治を実現しようとした植民地政府の意図が、独立君主に対して藩王国内の不満分子が起こした法的訴えや、その特権を利用しようとする君主の親族らの活動によって妨害されていた。ハイダラーバードの事例では、藩王国内のイギリス軍兵士および従軍民間人に関する管轄権の対立が生じており、東インド会社の司法権と藩王の権威が貶められていた。これらに共通するのは、軍事専制国家である東インド会社の行政官が抱いていた主権と治安に関する強い危機感と、軍法に基づく支配を完遂できない東インド会社の間接統治の脆弱性であった⁽⁹⁹⁾。インド人の司法実践に起因する管轄権問題は、植民地政府による間接統治政策の障害となることで、そのような統治の脆弱性を浮き彫りにするものであった。

本稿で検討した事例を、「はじめに」で提示した自然法学から実証主義法学への移行という観点から考察すると、以下のようなことがいえるだろう。まず、ハイダラーバードのニザームの事例に関して、東インド会社が軍事保護同盟の相手国において軍事裁判所を通じて行う治外法権の行使は、ニザームを独立主権君主として認めることを前提とした条約に基づく権利であったのに対して、国王裁判所を通じてイングランド法の適用を要求したインド人訴訟当事者が想定する治外法権の行使は、ニザーム領がすでにイギリス植民地国家の領域支配を受けており、そこにはイギリス植民地国家の国内法としてのコモン・ローが適用されるべきであると前提するものであったから、両者は、独立君主の主権者としての地位に関して、全くことなる想定に基づいていた。また、アルコットのナワーブに対する国王裁判所の管轄権行使の事例においても、同様に、ナワーブの司法主権が否定され、植民地国家の司法権がすでに確立されたことが前提とされていた。すなわち、東インド会社の行政官が、依然として対等者同士が結ぶ条約に基づく権利の行使としての治外法権を要求していたのに対して、国王裁判所を利用するインド人訴訟当事者は、国王裁判所を通じた領域的・国内的な司法権の行使を要求していたのである。それはすなわち、国王裁判所による領域的な管轄権行使を求める現地人の訴訟当事者と民間の法律家の活動によって、実証法的国際法が想定するような、均質で一元的な主権の領域という観念の拡大と浸透が促進されたことを示唆している。ただし国王裁判所が伝統的警察制度を支持したマドラス市警察改革の事例が示すように、国王裁判所とインド人訴訟当事者が求めた領域化の動向を司法制度の近代化と同一視し、東インド会社がより伝統的で、国王裁判所がより近代的であったと論じること

はできない。重要なのは、藩王国の領域主権という観念の形成過程もまた、インド人の実践によって影響されていたということである。もちろん、インド人が裁判所を使って何でもできたと言うわけではなく、それは植民地化による変化への対応という側面が強かったであろう。インド人の行為主体性を規定した植民地統治下の政治的・経済的な背景としては、植民地化による在地社会の世襲的家職・家産体制の崩壊、あるいはイギリス植民地国家を後ろ盾とする国際商業の発展に伴う都市空間の変容といった状況があったと推測できる⁽¹⁰⁰⁾。しかしそのような条件下で発揮されたインド人の行為主体性が特定の歴史状況（例えば征服や反乱直後の混乱期）において社会構造の変革をもたらしたという点については強調されるべきである。

本稿が示したように、藩王国においては、領土の割譲と保護化による間接統治の開始後も、司法管轄権をめぐる政治的な問題が継続して生じていた。藩王国の主権と間接統治をめぐる歴史的展開は、東インド会社と藩王の外交関係のみならず、イギリス側、インド側双方に含まれた様々な立場のアクターの相互作用に注目しつつ、法と管轄権という視角からさらに検討する必要があるだろう。それは、インド側の事情を中心に据えて、イギリスの植民地統治思想を再検討することに他ならない。例えば、1830～40年代の「改革の時代」には、トマス・バビントン・マコーリー、インド総督となったベンティンク、ダルハウジー卿らによって、伝統的なインドの習俗に対する改革と藩王国への内政干渉が強化された。この背景には、どのような法と管轄権をめぐる動向があったのだろうか⁽¹⁰¹⁾。また、1857～58年のインド大反乱の後に、国際法における主権概念を体系化したヘンリー・メインやジェイムズ・フィッツジェイムズ・スティーヴンは、インド総督府の法務委員として藩王国との外交交渉に関与していた。彼らの思想は、具体的にどのような政治的・法的な問題を背景に形成されたのであろうか⁽¹⁰²⁾。19世紀インドにおける法、主権、間接統治の関係について、さらなる研究が必要である。

注

- (1) 本稿で扱う事例の一部は、以下の拙著の中でも異なる文脈において取り上げている。合わせて参照されたい。Haruki Inagaki, *The Rule of Law and Emergency in Colonial India: Judicial Politics in the Early Nineteenth Century* (London, 2021), 118–23.
- (2) Lauren Benton, *Law and Colonial Cultures: Legal Regimes in World History 1400–1900* (Cambridge, 2002); Lisa Ford, *Settler Sovereignty: Jurisdiction and Indigenous People in America and Australia 1788–1836* (Cambridge, MA, 2010); Hamal Foster, Benjamin L. Berger and A. R. Buck (eds.), *Grand Experiment: Law and Legal Culture in British Settler Colonies* (Vancouver, 2008); Mark Hickford, *Lords of the Land: Indigenous Property Rights and the Jurisprudence of Empire* (Oxford, 2011); John McLaren, *Dewigged, Bothered, and Bewildered: British Colonial Judges on Trial, 1800–1900* (Toronto, 2011); Saliha Belmessous, *Native Claims: Indigenous Law against Empire 1500–1920* (Oxford, 2012).
- (3) 研究動向のより詳細な紹介と事例研究の例として、以下を参照。Bardo Fassbender, et al. (eds), *The Oxford Handbook of the History of International Law* (Oxford, 2014); Martti Koskenniemi, et al. (eds), *International Law and Empire: Historical Explorations* (Oxford, 2017).
- (4) C. H. Alexandrowicz, *An Introduction to the History of the Law of Nations in the East Indies* (Oxford, 1967); C. H. Alexandrowicz, *The Law of Nations in Global History*, ed. David Armitage and Jennifer Pitts (Oxford, 2017). C. H.

- アレクサンドロヴィッチ／大中真ほか訳『グローバル・ヒストリーと国際法』（日本経済評論社、2020年）。
- (5) Anthony Anghie, *Imperialism, Sovereignty and the Making of International Law* (Cambridge, 2007).
 - (6) Jennifer Pitts, *Boundaries of the International: Law and Empire* (Cambridge, MA, 2018).
 - (7) Andreas Osiander, 'Sovereignty, International Relations, and the Westphalian Myth', *International Organization*, 55, 2 (2001), 251–87; ベンノ・テシケ／君塚直隆訳『近代国家体系の形成—ウエストファリアの神話—』（桜井書店、2008年）；明石欽次『ウエストファリア条約—その実像と神話—』（慶應義塾大学出版会、2009年）。
 - (8) 古谷大輔・近藤和彦（編）『礫岩のようなヨーロッパ』（山川出版社、2016年）。
 - (9) Nicholas B. Dirks, *The Hollow Crown: Ethnohistory of an Indian Kingdom* (Cambridge, 1987); Susan Bayly, *Saints, Goddesses and Kings: Muslims and Christians in South Indian Society* (Cambridge, 1989).
 - (10) Michael H. Fisher, *Indirect Rule in India: Residents and the Residency System 1764–1858* (New Delhi, 1991); Barbara N. Ramusack, *The Indian Princes and their States* (Cambridge, 2004); Norbert Peabody, *Hindu Kingship and Polity in Precolonial India* (New Delhi, 2006); Georg Berkemer and Margaret Frenz (eds.), *Sharing Sovereignty: The Little Kingdom in South Asia*, 2nd edition (Delhi, 2015).
 - (11) Ajay Skaria, *Hybrid Histories: Forests, Frontiers and Wildness in Western India* (Oxford, 1999); Sumit Guha, *Environment and Ethnicity in India 1200–1991* (Cambridge, 2006); Lakshmi Subramanian, *The Sovereign and the Pirate: Ordering Maritime Subjects in India's Western Littoral* (New Delhi, 2016); Bhangya Bhukya, *The Roots of the Periphery: A History of the Gonds of Deccan India* (New Delhi, 2017).
 - (12) Sudipta Sen, 'Unfinished Conquest: Residual Sovereignty and the Legal Foundations of the British Empire in India', *Law, Culture and the Humanities*, 9, 2 (2012), 227–42.
 - (13) Eric Lewis Beverley, *Hyderabad, British India, and the World: Muslim Networks and Minor Sovereignty, c. 1850–1950* (Cambridge, 2015).
 - (14) Karuna Mantena, *Alibis of Empire: Henry Maine and the Ends of Liberal Imperialism* (Princeton, NJ, 2010).
 - (15) Benton, *Law and Colonial Cultures*, introduction.
 - (16) ボンベイについては以下を参照。Arthur Mitchell Fraas, 'They Have Travailed into a Wrong Latitude': The Laws of England, Indian Settlements and the British Imperial Constitution 1726–1773' (PhD thesis, Duke Univ., 2011); Gagan D. S. Sood, 'Sovereign Justice in Precolonial Maritime Asia: The Case of Mayor's Court of Bombay 1726–1798', *Itinerario*, 37/2(2013), 46–72; Leonard Hodges, 'Between Litigation and Arbitration: Administering Legal Pluralism in Eighteenth-Century Bombay', *Itinerario*, 42–3 (2018), 490–515. ベンガルについては以下を参照。Benton, *Law and Colonial Cultures*, 129–49; Robert Travers, *Ideology and Empire in Eighteenth-Century India: The British in Bengal* (Cambridge, 2007), ch. 5; Mithi Mukherjee, *India in the Shadows of Empire: A Legend and Political History 1774–1950* (Oxford, 2009), chs. 1–2. マドラスについては以下を参照。Mattison Mines, 'Courts of Laws and Styles of Self in Eighteenth-Century Madras: From Hybrid to Colonial Self', *Modern Asian Studies*, 35, 1 (2001), 33–74; Niels Brimnes, 'Beyond Colonial Law: Indigenous Litigation and the Contestation of Property in the Mayor's Court in Late Eighteenth-Century Madras', *Modern Asian Studies*, 37, 3 (2003), 513–50.
 - (17) Radhika Singha, *A Despotism of Law: Crime and Justice in Early Colonial India* (New Delhi, 1998).
 - (18) Anand A. Yang (ed.), *Crime and Criminality in British India* (Tucson, AZ, 1985); Mark Brown, *Penal Power and Colonial Rule* (London, 2014).
 - (19) Pamela G. Price, *Kingship and Political Practice in Colonial India* (Cambridge, 1996); Mitra Sharafi, *Law and Identity in Colonial South Asia: Parsi Legal Culture 1772–1847* (Cambridge, 2014); 稲垣春樹「令状、騷擾、税金滞納者—19世紀前半英領インドにおける現地人の司法利用と行政官の危機意識—」『歴史学研究』973号（2018年8月）18～31頁。
 - (20) Lauren Benton, *A Search for Sovereignty: Law and Geography in European Empires, 1400–1900* (Cambridge, 2010).
 - (21) 長尾明日香「植民地体制形成期の管区都市と政治（一）～（三）」, *INDUS-South Asia Working Papers* (Tokyo,

- 2016); 稲垣春樹「専制と法の支配—1820年代ボンベイにおける政府と裁判所の対立—」『史学雑誌』127 編1号 (2018年1月) 1~34頁。
- (22) 以下の包括的な動向紹介も間接統治には言及しない。Mitra Sharafi, 'South Asian Legal History', *Annual Review of Law and Social Science*, 11 (2015), 309-36.
- (23) Nilmani Mukherjee, *The Ryotwari System in Madras 1792-1827* (Calcutta, 1962).
- (24) M. P. Jain, *Outlines of Indian Legal and Constitutional History*, 6th edition (New Delhi, 2006), 191-8.
- (25) 一九世紀前半マドラスの会社裁判所については以下に詳しい。Catherine Sandin Meschievitz, 'Civil Litigation and Judicial Policy in the Madras Presidency 1800-1843' (PhD thesis, Univ. of Wisconsin-Madison, 1986).
- (26) Jain, *Outlines*, 35-51, 101-8.
- (27) 本国における対立については以下を参照。C. H. Philips, *The East India Company 1784-1834* (Manchester, 1961); H. V. Bowen, *The Business of Empire: The East India Company and Imperial Britain 1756-1833* (Cambridge, 2006).
- (28) IOR/L/PJ/3/788, 338, Madras Judicial Letter, 4 Jan. 1822, para.44; IOR/L/PJ/3/789, 1-67, Madras Political Letter, 20 Aug. 1822.
- (29) IOR/L/PJ/3/790, Madras Judicial Letter, 4 July 1828, para.28.
- (30) IOR/L/PJ/3/789, 325, Madras Political Letter, 29 Dec. 1826, para.148.
- (31) IOR/P/ 275/ 64, 1718- 39, Madras Revenue Consultations, 6 May 1803; 'V. Runga Pillay v. EIC (1803)', *The Indian Decisions (Old Series), Being a Verbatim Re-print of the Reports of Cases Decided by the Late Supreme Courts and the Sudder Dewanny Adawlut in India*, ed. by the Lawyers Companion Office and published by T.A. Venkasawmy Row (Madras, 1911-16), v. 80.
- (32) 例えばベンガル管区において生じた在地貴族に対するカルカット最高裁の介入に対して、マドラス知事トマス・マンローおよびボンベイ知事マウントスチュアート・エルフィンストンは高い関心を示した。IOR/F/4/699/18968.
- (33) Susan M. Neild, 'Colonial Urbanism: The Development of Madras City in the Eighteenth and Nineteenth Centuries', *Modern Asian Studies*, 13-2 (1979), 217-46.
- (34) Ravi Ahuja, 'Expropriating the Poor: Urban Land Control and Colonial Administration in Late Eighteenth Century Madras City', *Studies in History*, 17-1, n.s. (2001), 81-99; Tirthankar Roy, *An Economic History of Early Modern India* (London, 2013), 114-25.
- (35) David Arnold, *Police Power and Colonial Rule: Madras 1859-1947* (Delhi, 1986), 19-20.
- (36) Madras Police Department, *The History of the Madras Police (Centenary 1859- 1959)* (Madras, 1959) [hereafter *Madras Police Centenary*], 75-95; Alexander Cardew, *The White Mutiny: A Forgotten Episode in the History of the Indian Army* (London, 1929), 153-64; Maya Gupta, *Lord William Bentinck in Madras and the Vellore Mutiny, 1803-7* (New Delhi, 1986), ch. 3.
- (37) IOR/P/243/11, MGC 21 Oct. 1806, 6820-58, Police Committee, report, 8 Aug. 1806, and Bentinck's minute. トリプリケインについては、Neild, 'Colonial Urbanism', 232.
- (38) IOR/P/ 243/ 11, 6898- 6920, Police Committee, report, 16 Oct. 1806; CPS Dharampal archives, bound volume 10 [hereafter Dharampal, vol.10], 33. このマドラス警察改革については著述家ダランパルによる関連資料のトランスクリプトがオンラインで参照できるため、そのページ数も併記する。Dharampal Archival Collection (<http://cpsindia.org/index.php/dh-archive>). 同時期に警察委員会のメンバーを核として進められていた地方における警察機構の改革においても、在地の有力者であるザミンダールに警察権限を付与するのではなく、イギリス人徴税官に警察権限を集中させる方針がとられた。IOR/P/243/25, MGC 7 Oct. 1807, 6139-55, Bentinck, minute, 26 Sep. 1807.
- (39) IOR/E/4/900, 461-8, CoD to Madras Gov., 26 Aug. 1807; Dharampal, vol.10, 43.
- (40) Gupta, *Bentinck*, 98-104.
- (41) IOR/P/243/21, MGC 17 July 1807, 4082-129; Dharampal, vol.10, 183-193.

- (42) そのような直接的な交渉を嫌うマドラス政府の態度は、1814 年に請願局を設立し、知事が直接に請願を受け取ることを拒否したことに現れている。Niels Brimnes, *Constructing the Colonial Encounter: Right and Left Hand Castes in Early Colonial South India* (Richmond, 1999), 143-6.
- (43) IOR/P/243/21, MGC 21 July 1807, 4173-5, J. Grant to Gov. 14 Mar. 1807; Dharampal, vol. 10, 177.
- (44) IOR/P/243/15, 265-301, esp. 297-300, W. Grant to Bentinck, 4 Jan. 1807; Dharampal, vol.10,61-3.
- (45) IOR/P/243/21, MGC 21 July 1807, 4164-72, quotation at 4169-70, Bentinck, minute, 21 July 1807.
- (46) IOR/H/431, 323-415, July 1807; Dharampal, vol.10, 211.
- (47) IOR/H/539, 177-84; Dharampal, vol.10, 243.
- (48) IOR/H/539, 199-204; Dharampal, vol.10, 251.
- (49) PP 1810/11, vol.8; IOR/H/539, 205-13; Dharampal, vol.10, 253-4; Cardew, *White Mutiny*, 165-74.
- (50) *Madras Police Centenary*, 111-15.
- (51) 例えば1832年の警察改革に際しても、改革に反対して提出された、100名以上の署名を集めた請願書において、イギリス人警察官が現地の風習に無知であることが批判された。IOR/F/4/1528/60509.
- (52) Haruki Inagaki, 'Policing the Market: Metropolitan Ideas and Local Contexts in Police Reform in Early Nineteenth-Century Bombay City', in H. Shin, S. Majima and Y. Tanaka (eds.), *Moving Around: People, Things and Practices in Consumer Culture* (Tokyo, 2015), 171-6.
- (53) IOR E/4/335, paras. 57-66, Law Department, Madras Gov. to CoD, 6 Mar. 1807; Dharampal, vol.10, 88-9.
- (54) IOR/P/243/16, MGC 18 Feb. 1807, 686-8, M. Wilkes to W. Grant, n.d.; Dharampal, vol.10, 171.
- (55) IOR H/258, 466, George Holford, memorandum, 5 Nov. 1807; Dharampal, vol.10, 158.
- (56) IOR/H/431, 383-5, Charles Grant and Jonathan Parry to the BoC, 7 Nov. 1807.
- (57) *Treaties, Engagements and Sanads*, ed. Aitchison, x, 58, 60: Treaty of 1801, article 3 and 10.
- (58) Jim Philips, 'A Successor to the Moguls: The Nawab of the Carnatic and the East India Company, 1763–1785', *International History Review*, 7, 3 (1985), 364–89, esp. 373.
- (59) Bayly, *Indian Society*, 69. 例えば1799年にトリプリケインの治安の悪化が大陪審の告発により問題とされた際、政府はアルコットのナワーブに、政府の権威を傷つけるこのような事態の再発防止を要請している。*Madras Police Centenary*, 94–5.
- (60) Nicholas B. Dirks, *The Scandal of Empire: India and the Creation of Imperial Britain* (Cambridge, MA, 2006), 61–80.
- (61) Jim Philips, 'Private Profit and Imperialism in Eighteenth Century Southern India: The Tanjore Revenue Dispute, 1775–1777', *South Asia: Journal of South Asian Studies*, 9, 2 (1986), 1–16.
- (62) Jim Philips, 'A Successor to the Moguls', 384–5.
- (63) Bentinck to Wellesley, May 1804, quoted in Gupta, *Bentinck*, 111.
- (64) Nawab to Bentinck, 12 Jan. 1804, in *Ibid*.
- (65) IOR/F/4/136/2455, 7-8, Madras Political Letter, 17 Feb. 1802.
- (66) 結局、裁判所は、被告の権利は宣誓供述書からは明確でないということで、被告に有利な判断を下した。'Boojunga Row, son and personal representative of Maleharakistnaijy v. Abdul Mauboodu Cawn Jumshare Jung Bahader (1803)', *The Indian Decisions (Old Series)*, v. 77–80.
- (67) Thomas Strange, *Notes of Cases in the Court of the Recorder and in the Supreme Court of Judicature at Madras; Commencing in the year 1798, and Ending in the Year 1816* (Madras, 1816), ii. 119–29.
- (68) Strange, *Notes*, ii. 130–42.
- (69) シュミットらの議論と植民地主義については以下を参照せよ。Johan Geertsema, 'Exception, Bare Life and Colonialism', in Victor V. Ramraj (ed.), *Emergencies and the Limits of Legality* (Cambridge, 2008), 337–59.
- (70) IOR/F/4/1012/27784, Madras Political Letter, 28 Feb. 1826. ただしナワーブの法廷に関しては、マドラス政府の態度は必ずしも一貫したものではなく、例えば1829年には、不満を持つ家来が国王裁判所に訴え出る

- のを防ぐことを目的として、ナワーブが再びチャパウク宮殿内にナワーブの法廷を設置することを認めている。IOR/F/4/1013/27799, 34, 36.
- (71) IOR/F/4/1013/27799, 53, H. G. A. Taylor, to Gov., 6 Mar. 1826, Madras Political Consultation, 14 Mar. 1826.
- (72) IOR/L/PS/6/129, Madras Political Letter 21 Dec. 1832, paras 39–41.
- (73) IOR/L/PS/6/129, 624, Madras Political Letter, 11 Oct. 1856.
- (74) 例えば1807年にはアルコットに隣接するタンジャーヴェールのナワーブと東インド会社との条約にナワーブの司法免除特権が規定されていないことが問題となった。IOR/P/243/25, 6180–99, A. Anstruther to Madras Gov., 10 Feb. 1807.
- (75) Fisher, *Indirect Rule*; Beverley, *Hyderabad*. なお、政務官がベンガル政府に従属するため、本節の史料はマドラスではなくベンガル政府文書に収められている。
- (76) Nile Green, *Island and the Army in Colonial India: Sepoy Rebellion in the Service of Empire* (Cambridge, 2009), 11. cf. Anthony D. King, *Colonial Urban Development: Culture, Social Power, and Environment* (London, 1976).
- (77) James Heitzman, *The City in South Asia* (London, 2008), 130–1.
- (78) ニザーム王国内の東インド会社の軍人・スィパーヒーに対する治外法権は1779年の条約において認められており、駐屯地の非戦闘従軍者（camp followers）が軍事裁判所の管轄権下に入ることは1810年ベンガル法令第20号によって定められていた。Article 4, Aichison, ix. 39; Beverley, *Hyderabad*, 66; T. Jacob, *Cantonments in India: Evolution and Growth* (New Delhi, 1994), 26–7 and appendix VIII.
- (79) Shar Manzoor Alam, *Hyderabad-Secunderabad (Twin Cities): A Study in Urban Geography* (Bombay, 1965), 7–8; Treaty with the Nizam, 1800, article 14, *A Collection of Treaties, Engagements and Sanads, Relating to India and Neighbouring Countries*, ed. C.U. Aitchison (5th edition, Calcutta, 1929–1933), ix. 66.
- (80) IOR/P/121/14, Bengal Political Consultations, 17 July 1818, no.26, 27.
- (81) Sarojini Regani, *Nizam-British Relations 1724–1857* (1963, New Delhi), 196–200.
- (82) Michael H. Fisher, *Indirect Rule in India: Residents and the Residency System 1764–1858* (Delhi, 1991), 386–402.
- (83) IOR/P/121/14, Bengal Political Consultations, 17 July 1818, nos.26, 27.
- (84) IOR/P/121/19, Bengal Political Consultations, 19 Sep. 1818, no.35, Henry Russell to Madras Gov., 16 Aug. 1818.
- (85) IOR/P/121/54, Bengal Political Consultations, 3 June 1819, no.1, Madras Gov. to Bengal Gov., 29 Apr. 1819.
- (86) IOR/P/121/54, Bengal Political Consultations, 3 June 1819, no.3, Sreenawans Rao to W. Morrison, 6 Apr. 1819.
- (87) IOR/L/PS/5/39, 212–46, Bengal Secret Letter, 13 Nov. 1819.
- (88) *Ibid.*, 225–6.
- (89) *Ibid.*, 237–9.
- (90) IOR/F/4/773/20923, 1–3, Ben. Gov. to CoD, Bengal Political Letter, 21 Oct. 1820.
- (91) スミス対ゴア大佐（1811年）は、シカンダラーバード駐屯地の従軍商人である原告が不服従を理由に軍法に基づき不当監禁されたことを国王裁判所に訴えて認められたものである。Strange, *Notes*, ii. 142.
- (92) ジャナルダナー・ポイ対東インド会社・マンロー大佐（1816年）は、トラヴァンコールの騒擾鎮圧の際に東インド会社により捕獲物として収容されたインド人商人の財の補償をめぐる争いであり、会社側が国王裁判所の管轄権外であることを主張したが退けられたものである。Strange, *Notes*, ii. 372.
- (93) IOR/F/4/773/20923, 18–19, Bengal Political Consultations 7 May 1819, Henry Russell to Madras Gov., 6 Apr. 1819.
- (94) IOR/F/4/773/20923, 46–7, Ben. PC 12 June 1819.
- (95) IOR/V/8/28, Madras Regulation VI, 1821.
- (96) IOR/F/4/1754/71727, 3–25, Madras Secret Consultations 16 Aug. 1819, Samuel Toller to Madras Gov., 2 Aug. 1819.
- (97) Michael Lobban, *The Common Law and English Jurisprudence 1760–1850* (Oxford, 1991), 1–16, 61–98.
- (98) IOR/F/4/1748/71142, India Legislative Letter, 2 May 1836.
- (99) Eric Stokes, *The English Utilitarians and India* (Oxford, 1959); Douglas M. Peers, *Between Mars and Mammon: Colonial Armies and the Garrison State in India 1819–1835* (London, 1995).

- (100) D. A. Washbrook, 'Law, State and Agrarian Society in Colonial India', *Modern Asian Studies*, 15, 3 (1981), 649–721; 水島司『前近代南インドの社会構造と社会空間』（東京大学出版会、2008年）；Tirthankar Roy and Anand V. Swamy, *Law and the Economy in Colonial India* (Chicago, IL, 2016).
- (101) 参考となるアプローチとして、マコーリーについては以下を参照。Catherine Hall, *Macaulay and Son: Architects of Imperial Britain* (New Haven, CT, 2012).
- (102) メインについては以下を参照。Mantena, *Alibis*; C. A. Bayly, 'Maine and Change in Nineteenth-Century India', in Alan Diamond (ed.), *The Victorian Achievement of Sir Henry Maine: A Centenary Reappraisal* (Cambridge, 1991), 389–97. スティーヴンについては以下を参照。K. J. M. Smith, *James Fitzjames Stephen: Portrait of a Victorian Rationalist* (Cambridge, 1988).

注記：本稿は平成28年度サントリー文化財団若手研究者のためのチャレンジ研究助成、平成29～30年度りそなアジア・オセアニア財団調査研究助成、およびJSPS科研費 JP20K13217, JP21H00561 の助成を受けたものです。